

福祉生活病院常任委員会資料

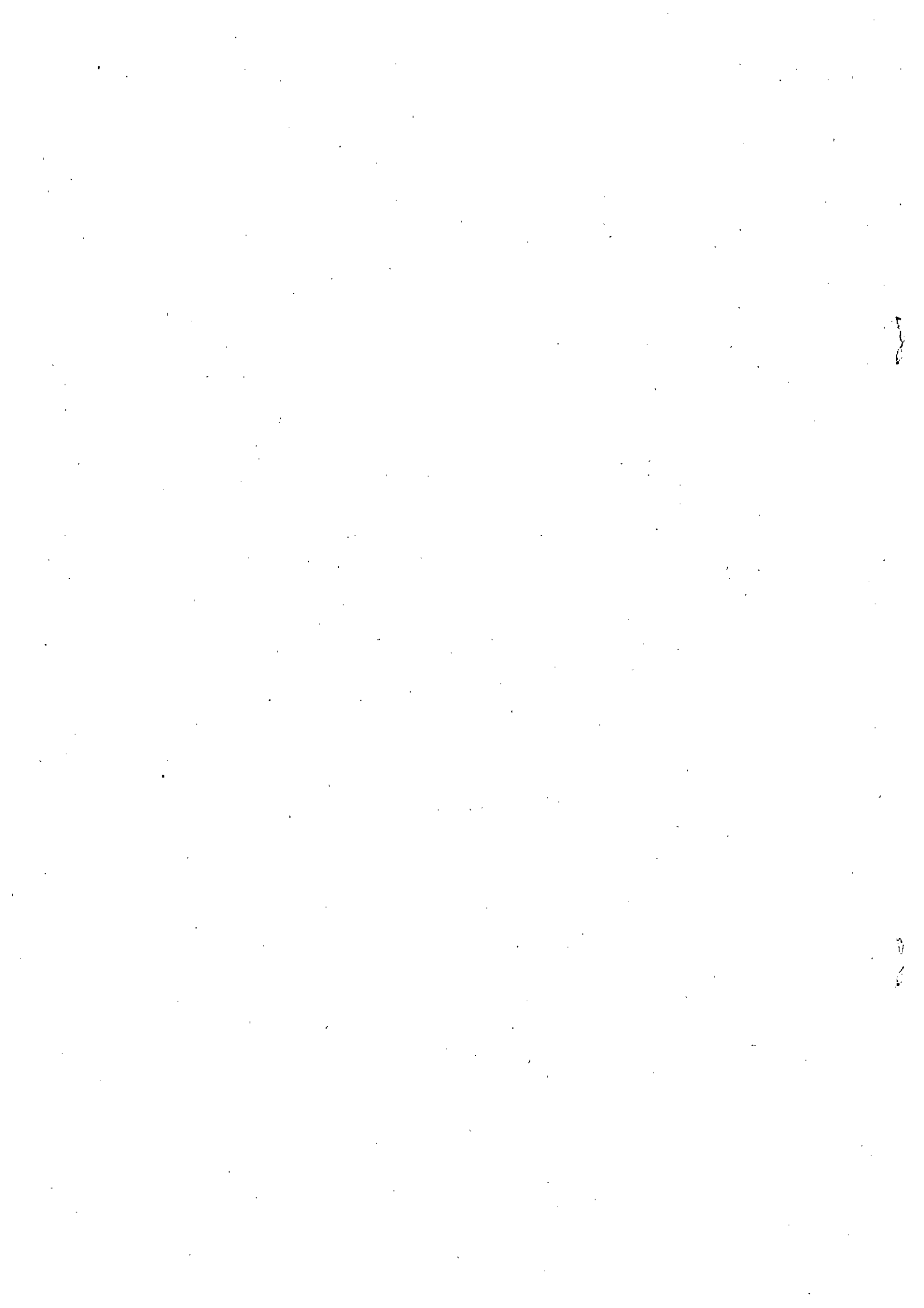
(平成28年3月3日)

【件名】

- 1 平成27年度鳥取県内特別養護老人ホーム入所待機者状況等調査の概要について

(長寿社会課)・・・1

福祉保健部



平成27年度鳥取県内特別養護老人ホーム入所待機者状況等調査の概要について

平成28年3月3日

長寿社会課

県では、特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）の整備の必要性の判断及び要介護認定者（中重度）の生活状況を把握することなどを目的に、毎年、県内特養における入所待機者状況等の調査を行っており、本年度の調査結果を取りまとめましたので報告します。

なお、介護保険法の改正により、平成27年4月から新規入所者を原則要介護3以上に限定するなど、特養の機能の重点化が図られたことから、集計の対象者を昨年度までと変更しています。

1 調査基準日

平成27年8月1日

2 調査の方法

- ① 各特養から申込状況の報告を受け、全県の一覧を作成。
↓
- ② 複数施設に申込みを行っている者等を長寿社会課で名寄せし、一覧を整理。
↓
- ③ 各市町等（保険者）が住民基本台帳と照合し、死亡者などの整理を行い、基準日時点での申込者の実数を確定。

3 調査結果

(1) 入所申込者数等の推移

入所申込者数は、2,754人で、昨年比206人の減少となった。

本年度から「待機者」として整理する介護保険法改正後の入所要件（要介護3以上など）に該当する在宅の申込者は、341人だった。

なお、参考として昨年と同様に集計した「要介護度に関係なくケアマネジャーが『在宅での生活が困難』と意見を付した者」（軽度者等を除く）のうち在宅の申込者は、451人で、昨年比29人の減少となった。

この傾向は、上記のとおり特養の入所要件が変更されたことに加え、昨年度の調査（基準日：平成26年8月1日）以降、東部地区において特養（169床）が整備されたことも一因として考えられる。

単位：人、（昨年度の数値）

入所申込者数 （※1）	2,754人（2,960人） [東部 1,141（1,313）、中部 533（495）、西部 1,080（1,152）]
うち軽度者等を 除いた数 （※2）	2,027人（ - ） [東部 789（-）、中部 414（-）、西部 824（-）]
	参考 2,416人（2,509人） （※3） [東部 963（1,058）、中部 484（427）、西部 969（1,024）]
うち在宅	341人（ - ） [東部 161（-）、中部 50（-）、西部 130（-）]
	参考 451人（480人） （※3） [東部 229（288）、中部 61（52）、西部 161（140）]

※1 県外からの申込者（85名）を除外

※2 「軽度者等を除く」とは、ケアマネジャー等が記入する入所選考調査票のうち、「在宅生活継続の可能性」欄において「極めて困難」又は「在宅サービスを利用していても在宅生活に支障がある」のいずれかにチェックがある者のみを計上。

※3 特養の入所要件を変更せず、昨年と同様に集計した場合の入所申込者等の数。

(2) 入所申込者の所在

入所申込者数（県内のみ）のうち軽度者を除いた2,027人の所在は、次のとおり。

単位：人

待機場所		人数	待機場所	人数	
自宅（親族宅を含む）		341	サービス付き高齢者向け住宅（旧高齢者専用賃貸住宅を含む）	38	
施設	老人保健施設	696	施設	養護老人ホーム	19
	認知症高齢者グループホーム	111		その他の社会福祉施設	14
	ショートステイの長期宿泊又は頻回利用	88		病院	一般病棟
	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を除く）	67	医療又は介護療養病床		210
	小規模多機能型居宅介護施設又は複合型施設での宿泊	54	精神科病棟		57
	通所介護事業者の宿泊サービス利用	42	病棟区分不明		74
	ケアハウス（軽費老人ホームを含む）	20	合計		2,027

参考 特養の入所要件（平成27年4月以降）

【鳥取県指定介護老人福祉施設等の入所における優先的取扱いに関する指針（抜粋）】

- (1) 入所の対象となるものは、入所申込者のうち、要介護3から要介護5までに認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において継続して介護を受けることが困難な者及び、要介護1又は要介護2であつて、次の(2)に定める特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）の要件に該当する者とする。
- (2) 特例入所要件に該当することの判定に際しては、介護保険法施行規則第17条の10に定める「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる」ことに関し、以下の事情を考慮する。
- ① 認知症や、知的障がい又は精神障がい等を伴う者であつて、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - ② 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
 - ③ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。